

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第8回会合）議事録

1 日時 平成26年12月11日（木）10時00分～10時45分

2 場所 公正取引委員会大会議室

3 出席者

（研究会委員）

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
委員	青柳 由香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	上村 達男	早稲田大学法学学術院・法学部教授
	大山 泰	株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼 経済部編集委員兼解説委員
	国谷 史朗	大江橋法律事務所代表パートナー（弁護士）
	富山 和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授

（事務局）

公正取引委員会事務総局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

（1）開会

（2）中間取りまとめ（案）について

（3）内閣府特命担当大臣挨拶（経済取引局長代読）

（4）閉会

5 議事録

岸井座長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会第8回会合を開催いたします。

委員の皆様には御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、白石委員が所用のために欠席でございます。

それでは、報道関係の方は御退室をお願いいたします。

（報道関係者 退室）

岸井座長 前回の会合では事務局が作成した中間取りまとめ素案について御議論いただいたところでございます。前回の会合での御議論及びこれまで皆様から個別にいただいた御指摘を踏まえまして、中間取りまとめを修正いたしましたので、本日は、この修正案について御確認いただいて、中間取りまとめを行いたいと考えております。

それでは、早速本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

片桐調整課長 お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

会議次第がございまして、次に資料といたしまして、「中間取りまとめ（案）」と題する資

料の以上2点でございます。

岸井座長 ありがとうございます。

なお、本日御確認いただく資料である中間取りまとめ修正案の取扱いでございますけれども、前回の会合の素案と同様に、中間取りまとめの公表までは非公表にさせていただきますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それから、本日の議事の進め方ですが、まず事務局から前回の中間取りまとめ素案からの主な修正点について御説明いただいて、その後、委員の皆様から中間取りまとめ案について御確認いただくという形で進めさせていただきます。

それでは、早速事務局から説明をお願いいたします。

片桐調整課長 では、お手元の資料の中間取りまとめ（案）を御覧いただければと思います。前回の御議論、それから委員の皆様からの御指摘を踏まえた主な修正点について御説明させていただきます。

まず、資料の4ページ「第3」の1の「（1）市場構造」でございますけれども、その次の「（2）支援内容」の「ア 支援の規模」について、絶対的・相対的と区別していることに合わせるために、この「市場構造」の被支援事業者の事業規模についても絶対的・相対的と区別することとしたということが1点目でございます。

それから、7ページに進んでいただきまして、「b 出資」でございますけれども、出資が融資等の流動性支援と比較して競争に与える影響が大きいとしておりますけれども、その大きい理由の1つとして、素案では利子が付かない点を挙げておりましたけれども、出資の場合でも配当が必要となるなどのコストが生じ得ることから、利子が付かないことは必ずしも出資が流動性支援と比べて競争に与える影響が大きいとする理由には当たらないと考えられるため削除している点でございます。

その次の「（支援終了時における出資の取扱い）」でございますけれども、これは、前回会合での御指摘を踏まえまして、素案では「上場が実現される可能性は基本的にあり得ない」としていたのですけれども、「小さい」と修正しております。

次に、8ページ「（イ）非金融支援」の「（非金融支援の一般的な影響）」でございますけれども、これまでの会合での御指摘を踏まえまして、債権者間調整や専門家の派遣等を通じた事業再生や効率化促進の効果だけではなくて、支援機関が支援をコミットすることによる信用力の補完、信用毀損の防止の効果についても明記することにしたという点でございます。

次に、11ページ「（出資の留意点）」でございますけれども、前回会合での御議論を踏ま

えて、経営支配権オークションの部分で、「経営支配権オークションを活用することが有力な選択肢として考えられる」という記載に修正しています。

次に、11ページから12ページにかけて、「(3) 法的整理との併用」についてでございます。この「法的整理との併用」につきまして、前回会合での御指摘を踏まえた修正を何点か行っております。まず、この節では、公的再生支援を前提として法的整理を併用する場合についての記載であるということで、法的整理だけでは円滑な事業再生が困難な場合に公的再生支援を併用することに関する記載は削除しているという点です。それから、裁判所の関与と透明性の関係について記述していますが、裁判所が関与したからといって、情報開示が促進され、透明性が高まることには必ずしもならない」ということを追加しております。それから、競争事業者等への意見聴取等を通じた透明性の確保の必要性を追記しているという点でございます。

次に、16ページ「(法制上の観点からの困難さ)」を御覧いただければと思います。この部分は、素案では、「競争上優位になった原因が、公的再生支援によるものなのか、被支援事業者の自助努力によるものなのかについて区別することが困難であるため、実務上、被支援事業者に対して課すべき金銭的不利益の大きさを算定することが難しい」という記載がございました。この点、この不利益は区別することが実務上難しいというよりも、むしろこの不利益を算定する規範を設けることが法的に難しいということですので、この判別の点も法制上の困難さに含めるように修正したということでございます。

それから、17ページ「3 関連する事業規制等」についてでございます。素案では「競争のゆがみを是正する観点を踏まえて、許認可を含む処分等を行う場合があり得る」と記載していましたが、この点につきまして、むしろ競争環境を確保する観点を踏まえることが重要であると考えられるため、「競争環境を確保する観点も踏まえて、許認可を含む処分等を行う場合があり得る」としております。

次に、同じ17ページ「4 透明性の確保」の「(1) 一般的な透明性」の一番終わりの段落についてでございます。前回会合で御指摘がございましたとおり、透明性の確保の前提として、関連法令の遵守など公的再生支援の実施プロセスの公正性が確保されなければならないという点を明記した記載を追加しております。

終わりに、19ページ以降の「第5 まとめ」につきましては、今までの本文の修正に伴いまして、その記述を合わせる観点からの所要の修正を行っております。

それから、この報告書の冒頭に目次を、それから巻末に別紙といたしまして、委員の名簿と

検討経緯をそれぞれ追加しております。

そのほか、修辭上の修正等を行っている箇所もございますけれども、主な修正点に関する説明は以上になります。

岸井座長 ありがとうございます。

それでは、中間取りまとめの修正につきまして、特に議論の順番は問いませんので、御意見のある委員はお願いいたします。修正箇所以外に関する御意見については、この後に別途御議論いただく時間を取りますので、まず修正箇所についてお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、修正箇所は基本的に御承認いただいたということで扱わせていただきます。

全体を通じて何か御意見が改めてございましたら、よろしいですか。

上村委員 私の申し上げた意見もかなりいろいろと配慮していただいていると思いますし、希望を幾ら言っても切りがないので、この辺でいいのではないかと思います。ただ、感想としては、透明性は公正性があるから意味があるので、公正性のない透明性はどうかということで、見出しも「公正性・透明性」にした方がいいのではないかと思います。感想を持っております。

それから、経営支配権オークション等につきましても、規制当局がなかなか介入できない状況にありますので、支援機関はプロセスの公正性のためのある程度専門的な知見を持つ必要があるのではないかと思います。それから、同じくオークションについて、仮に健全な企業にガバナンスがあったとしたら、ただ金さえ流れていけばいいというのではなく、その後の姿をどうするだろうかという観点も知見として支援機関に備わっていることが必要なのではないかという感想を持っておりますが、この中間取りまとめにそれを書けと申し上げることはいたしません。

岸井座長 これはちゃんと議事録で残りますので、これからもいろいろ参考にさせていただきます。どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

富山委員 今回の問題の総括的な背景について一言コメントします。今回の議論は、多分事務局の方ですごく苦労された部分があると容易に想像が付くのですが、結局競争を通じた場合、競争者が減る、減らないという状況を考えたときに、一般的な独禁法的発想というか、伝統的な競争法的感覚でいうと、競争者はできるだけ減らない方がいいわけで、多数の競争者がいて、より完全競争に近い状況が生まれている方がいいとすべきという世界観だと思います。これはある意味で正しいですが、その一方で、時間軸を長く取ったときに、要は駄目な会社にはいな

なくなってもらって、より生産性の高い企業に事業や雇用が移る、あるいは新しいイノベーション（革新的）な会社が生まれてくると、シュンペーターの理論のような意味合いにおける競争市場の役割というのが一方であります。その観点からすると、古くて効率性を失った会社はむしろ地上から消えてもらった方がいいという視点もあり得るわけです。

松村委員と一緒に出席した規制改革会議で、垂直的制限規制、つまり再販売価格維持の問題を議論したときに、正にそういう論争を実は公正取引委員会の方とやりましたが、競争市場の役割は多分両方とも正しいです。アダム・スミスの理論のような意味合いにおいて、完全競争に近い状況で、生産者余剰と消費者余剰を最大化するところに均衡させ、そういう市場の状態を維持しましょうというのも正しいことですし、長期的にみると、むしろ企業の淘汰・再編が起きて、企業の栄枯盛衰という循環の中でイノベーションを起こして生産性を高めていきましょうというのも多分正しいことです。恐らく今回の問題は、その二つが交錯している局面で起きているのだと思います。ただ、世の中の大きな流れで見たときに、私自身の個人的見解ですが、恐らく今後の競争政策の主眼はむしろ後者、つまりシュンペーターの理論に基づく視点から競争市場がどういう機能を果たしているのか、また、その中で競争政策がどのようにポジティブな役割を果たし得るのかというのが世界的にもかなり物事を中心に移ってきているのではないかと考えています。

そういった意味合いで、我が国の競争政策も、今、もう一步、二歩先へ進むべき時期に来ていて、その脈絡において、私の理解では欧米の方が進んでいると言わざるを得ないところが正直あります。これはもう釈迦に説法ですけども、例えばアメリカでのIBMに対する独占禁止法訴訟が何を生み出したかという点、別にIBM以外の同一モデルの競争相手を利したわけではなくて、IBMが独占禁止法で徹底的にいじめ抜かれたおかげで、マイクロソフトやインテルが市場に出てきやすくなっているのです。だから、アメリカがIT産業で世界の覇権を握っていく過程において、明らかに独占禁止法がものすごく大きな役割を果たしているわけです。これは完全にアダム・スミスの理論のような視点ではないです。

また、AT&Tの会社分割も同じでありまして、AT&Tは御存じのように独占禁止法により水平・垂直両方に分割されたわけですが、ではそれでほかの通信事業者がすごく得をしたかという点、必ずしもそうではなくて、それが産業的イノベーションを圧倒的にもたらし、今のインターネット・モバイル革命においてアメリカのグーグルやアップル、クアルコムといった会社が覇権を握ってきたという脈絡にもものすごく意味合いを持っているわけです。

ですから、私は最良の産業政策は最良の競争政策だと思っていて、ある産業を狙って産業政

策を採るなどという話は、はっきり言って今の時代に全く機能しません。そういった意味で言うと、競争政策の有り様、あるいはよりイノベーション促進的かどうかというのが私はすごく大事な要素だと思っています。今回のテーマは、正にこれが交錯していたので、いろいろ難しいと思います。視点を変えると、むしろ競争者をたくさん残した方がいいということになるし、視点を変えると、むしろ駄目な会社には消えてもらった方がいいということになって、非常に交錯するテーマだったので、願わくは今後の競争政策全体の有り様にいろいろな議論を深めていくきっかけになれば本望ですし、余計なことですけれども、並行してこの前一緒に議論をやらせていただいた再販規制、垂直規制の問題も同じような視点が重要だと思っておりますので、是非いろいろな局面で今回の議論が公正取引委員会の競争政策の進化する1つのドライバー（推進力）になってくれればと存じます。

以上です。

岸井座長 どうもありがとうございました。

いろいろ論点は出していただいたのですけれども、感想ということで、私も共感することも多々あります。意見が違うところもありますが、今日はおいておきたいと思います。

ほかの方はよろしいですか。では、大山委員、よろしく申し上げます。

大山委員 ここにいらっしゃる方は事務局も含め皆さん法律的な文言の適切さや、いわゆる霞が関における表現の適切さについてお詳しいと思いますが、私はよく分からないので、1つ気になった点として、17ページの「関連する事業規制等」のところですか。これは競争の適切さを担保するところですが、この研究会で具体的な事例をみたのは航空と金融という規制産業ばかりで、結局、公的再生支援によって競争環境がゆがめられるのは、やはり規制産業が多いような気がしました。電機メーカーや流通業はもう完全に自由競争的で、民間同士の資本のやり取りで、経営戦略や投資戦略の中でいろいろとモザイクのようになりつつあって、それは先ほど富山委員が言ったような高尚な話でいえば、国際的なものも含め自由競争の圧力が出ていると思うのですけれども、そうすると、今回はたまたま規制産業の事例が多かったので、その中で一般の人が公表された報告書を読んだときに、「関連する事業規制等」の3つあるパラグラフの最後のところで、「事業の実施に不可欠な施設の利用を容易にする」というのが、日本航空と全日本空輸をヒアリングのために会合に呼んでいることから、単に空港のカウンターを空けなさいといったことだけのイメージになってしまわないのか気になります。というのは、例えば、電気事業法の改正により電力の自由化が行われ、既存の電力事業者が送電網を開放したり、その送電網に新規参入事業者等がアクセスできるよう許可したりする

という議論もありますよね。ほかに電波等のように、事業分野は恐らく航空会社だけではありません。この中間取りまとめの後、公正取引委員会が業種横断的なガイドラインを作るのではないですか。そのときに中間取りまとめに「不可欠な施設の利用やその権利等」という言葉を入れた方がいいのか事前に事務局に聞いたら、競争政策的な概念でいう「不可欠な施設」は「エッセンシャルファシリティ」といわれ、その「エッセンシャルファシリティ」という言葉自体は、空港等の不可欠な施設だけでなく、回線網や送電・配電設備等も含めた全体を包含するような概念だと聞いて、それであれば別に言葉を変えることはないと思ったのですけれども、その点はどうなのかと思いました。

一般の人に「不可欠な施設」を航空会社のカウンターのことと捉えられてしまうのは、この研究会が業種横断的に議論しているのに、損ではないか。そのためには、例えばこれから新しい電力会社が一生懸命送電網につなごうとしているときの権利や権益なども調整するなど、そういうのにも敷衍^{えん}できるのかどうかと思ったものですから、事務局にも事前にお聞きしました。この研究会では理念をまとめ、その後、公正取引委員会が業種横断的なガイドラインを作って、特に規制産業が一番影響は大きいので、その後それぞれの規制当局が業種の状況とか特殊性に合わせて判断されるという流れだと想像しているので、そういう点でいうと、この理念をこの研究会の専門家の方々が考えたときに、余り細かく書き過ぎない方がいいかなとも思いました。

もう1つは、グローバル競争によって経済状況がいろいろ変わるではないですか。そうすると、例えば金融機関では、普通株と優先株を区別したり、B I S 規制（銀行の自己資本比率規制）の内容が変わったりしていますよね。そういうときに、監督官庁がやればいいのかもわからないし、また法律上許されるかどうか分からないのですけれども、例えば「適切な間」があった方がいいのかどうかよく分かりません。業種によって、例えば、金融業では、金融庁が常に銀行をウォッチしていますよね。公的資本を入れたけれども、急に景気が良くなったから支援期間を短くしようとか、またB I S 規制が変わり、金融機関の国際的な競争力も含めた位相が全く変わってしまったときには、もう少し時間を置いてみていないと危ないといったことをこの中間取りまとめに入れてしまうと、今後の行政実務や法律実務にかなり影響が出てしまうのであれば、その点は曖昧にしておいた方がいいのではないのでしょうか。いろいろな業種を横断的に考えたときに、特に規制産業は、今は、電力、電波、航空等5つぐらいに絞られると思います。

富山委員 放送も規制産業です。

大山委員 私たち（民間商業放送局）も免許事業なので規制産業に含まれます。民放は公的

再生支援を受けていませんけれども、専門家も含めて、そこはいかがかというのを最後にお聞きしたいと思いました。

岸井座長 事務局はいかがですか。

片桐調整課長 御指摘、ありがとうございます。委員御指摘のとおり、この研究会は、公的再生支援の在り方について、競争政策の観点から一般的な御議論を賜って、今日は中間取りまとめということで、特定の業界の特定の事象について取り扱うものではないので、この表現についてもそのような一般的な観点からの表現振りということで、いろいろな具体的な事例を頭に置いて読まれる方はいらっしゃると思いますけれども、この表現自体はそうのように一般的な表現で記してあると理解しているつもりでございます。

その御指摘でございますけれども、この報告書でも今後公正取引委員会が業種横断的なガイドラインを作成するといったことが盛り込まれておりますけれども、今後この報告書を踏まえて具体的な施策を考えていく際に、十分御意見を踏まえて対応していきたいと考えております。

岸井座長 よろしいですか。

では、国谷委員。

国谷委員 修正箇所について、7ページで出資のときに利子を払わなくても配当義務がある場合があるので、「利子が付かない」というのを削除されたのは、その見方も1つですが、利子は契約に基づく支払義務ですが、配当は、配当可能な利益があれば配当できるという話ですので、特殊な株式は別として義務ではないと思っています。金利を払う必要があるかないかというのは、収支計算や事業計画の上で大きなインパクトがあるので、実務上かなり影響があると思っています。

岸井座長 この点について、事務局はいかがですか。

片桐調整課長 その点は、御指摘はそのとおりであると思っています。「利子が付かない」ということではなくて、例えば「配当をしなくても済む」といった表現はどうかと検討したのですが、かえって分かりづらいとも考えまして、結局利子についての表現は落とし、ほかの理由が幾つか書いてありますけれども、「
等」ということで、表現を簡素化するということで対応させていただいたということでございます。

岸井座長 国谷委員、よろしいですか。

では、どうぞ。

富山委員 若干、国谷委員の応援です。特に公的再生支援で出資が入った場合の1つの論点として、例えばハゲタカファンドの出資だと、資本コストは非常に高いのです。利回りは

30%ぐらいで、一見エクイティだけれども、高利貸しから金を借りているのと同じような状況が実態として起きるわけです。一方で、公的再生支援で出資する場合は、資本コストが非常に安いお金が結果的にエクイティに化けて入っているのが現実です。前にも言いましたけれども、企業再生支援機構は政府保証で調達をしているので、極論すると、収支が均衡していればいいわけで、十数%などという利回りのものは元々計算に入れません。実際支援をやっていて、正直に言いますけれども、そんなことは考えないわけです。ただ一応国民の資産がリスクになっているので、産業再生機構の場合だと、長期の上場エクイティ・マーケットの平均利回りは、大体日本の場合リスクプレミアム（超過収益率）が7%ぐらいなので、その7%を使っています。ただこれでも再生案件に入れるエクイティのコストとしては非常に安いです。だから、（出資及び融資の）どちらも資本コストが安いという前提に立ってしまうと、これはもう国谷委員のおっしゃるとおりで、エクイティの方が利払いしなくていいので楽です。ですから、公的再生に関わる出資の問題というのは、実はそこに本質的な問題があります。要は、普通マーケットであり得ないような低い資本コストのエクイティが調達できるというところに実は競争のゆがみを加速する要因があるのです。だから、単純に一般の場合の利回りとエクイティを比較して判断するのではなくて、公的再生に関わるエクイティ性資金は非常に資本コストが安いところに実は問題があります。

国谷委員　そうです。この表現からすると、我々は元金の支払義務がないと普通は表現するのですけれども、今、富山委員がおっしゃったことは、もう少し大きな観点から見ると、別にエクイティであろうが、ローンであろうが、資本調達を幾らでやっている人からお金を調達するのかということに気がします。年25~30%で短期間で運用しているファンドがスポンサーに付いた場合、見返りとして平均利回り25%掛ける3年ないし5年でエグジットを確保しないといけないということがみえていますので、金利という形でないにしても、運営に厳しい条件が付くと思います。同じエクイティでも、政府系から来るのかそうでないかで違います。そこに本質的な意味があるかもしれません。

岸井座長　今の点はどうですか。恐らくこの修正の意味もケースによっていろいろバリエーションがあるので、余りはっきりどちらかと決めない方がいいという趣旨で削除されたと思うのですけれども、今のお話を聞いていると、事例によってバリエーションはいろいろありそうですね。

松村委員　一番重要な点は、出資の方が影響は大きいことをはっきり言うことで、それは既にはっきり書かれている。だからこれでいいのではないかと思います。理由としては、確かに

いろいろ考えられる。例えば借金だとして、確かに弁済義務があるのは間違いない。弁済順位が違うわけですから、同じ債券だって、劣後債と普通債では違うという議論になれば、株式は一番下位に来るものという側面もあるでしょうし、利払いをしなければいけないとすれば、普通の経済学の文脈だと、ディシプリン（規律）が効くという言い方をすることもあって、ちゃんと経営しないと二次破綻してしまうということなのだけれども、出資だとすれば、お金を稼ぐのがかなり遅れても二次破綻までいかないのにディシプリンが効かないなど、いろいろな理由があると思います。これを利払いがないと言ってしまうと、例えば、割引債のような債券を発行すると、弁済順位の問題は残るけれども、今すぐ払わなければいけないという問題はなくなるというように、いろいろなことを考えなければいけなくなるので、それを全部書き込むわけにはいかないと思います。いずれにせよ、国谷委員がおっしゃったとおり、普通に利払いをするのはごく普通の状況だし、弁済順位も出資だと低くなるのはもちろんそうなのだから、出資の方が影響は大きいということを間違いなくきちんと書く。理由については、細かく書き始めると收拾が付かなくなるので、これぐらいのざっくりしたところにしたという整理では駄目でしょうか。

岸井座長 そのような形でいかがですか。

国谷委員 それを書いていないから決定的にまずいという趣旨ではないです。

岸井座長 趣旨はよく分かりますので、恐らくこれは公正取引委員会がガイドライン等をこれから具体化して運用していくときに、今、国谷委員が御指摘の点は恐らく十分考慮することになるだろうと思います。

国谷委員 各論に入っていくと、エクイティとローンは限りなく近づく場合があります。

上村委員 收拾が付かなくなる論点の1つの例かもしれませんが、出資は、それまでの手続がよほど公正にできていない場合には議決権がありますので、特に相手を上手に選ばないと後で悪い影響が出てくる蓋然性はかなり高いと思います。ですから、本当は出資と融資は経済理論からいえば同じと言いますけれども、それは全く違って、支配というのは一種の民主的関与権ですから、そういう問題も出てきてしまうので、收拾が付かなくなるという感じはします。

岸井座長 先ほど株式債権説と言いましたけれども、会社法の議論でも本当に收拾が付きません。

上村委員 いや、株式債権説は、議決権が財産権ではなく人格権だというものですから、極めてヨーロッパ的な考え方です。

国谷委員 上村委員の御指摘はもっともなのですが、会社を経営している側が経営不振に陥った場合に、株主の意見と主要な債権者の意見とどちらが怖いのかという面からすると、債権者には議決権はないのですけれども、例えば（主要な債権者である）メガバンクがどう言っているかというのは決定的な意味を有すると思います。

上村委員 経済的にはおっしゃるとおりですね。破綻状況では、株主主権はもうありません。債権者主権です。けれども、いずれ株主主権が戻ってくるの方が問題です。

岸井座長 これを本当に議論していると、また別に研究会を作った方がいいという話になるので、今日の議論を参考にさせていただくということで、どうもありがとうございます。

特に全体を通して、ほかにいかがですか。

では、よろしいですか。それでは、これで御異論がないということでありましたら、今回お示した中間取りまとめ案の内容につきまして、皆さんに御承認いただいたということで取り扱ってよろしいでしょうか。

（異議なし）

岸井座長 どうもありがとうございます。それでは原案どおり取りまとめさせていただきます。

なお、この中間取りまとめの公表までの過程において、本日いただいた御意見に基づく実質的な変更にはわたらない細かな表現や字句等の形式的な修正を場合によっては行うことがあります。「てにをは」の修正ですので、これらの修正については、大変勝手ながら、座長である私に御一任いただくということで御了解いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（異議なし）

岸井座長 どうもありがとうございます。冒頭の繰り返しになりますけれども、本日お配りした中間取りまとめ修正案につきましては、取りまとめの公表まで非公表ということにしますので、御留意いただきますよう、改めてお願いいたします。

富山委員 いつ公表されるのですか。

岸井座長 まだ日程が決められないのですが、そこはいろいろ事情があり、御理解いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

最後に、本研究会の主催者である有村内閣府特命担当大臣は、本日所用のため欠席でございますが、今回の取りまとめに当たり御挨拶を頂いておりますので、松尾経済取引局長から代読していただきたいと思っております。

松尾局長、よろしくお願いたします。

松尾経済取引局長 松尾でございます。それでは、有村大臣の御挨拶を代読させていただきます。

岸井座長を始め、委員の皆様には、8月の第1回会合から4か月という短期間にもかかわらず、全8回にわたり精力的に御議論いただき、中間整理を取りまとめていただきました。これまでの並々ならぬ御尽力に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

中間取りまとめにおいては、公的再生支援について、競争政策の観点からの基本的な認識、競争に与える影響と対応、適切さを確保するための枠組みの3つの重要な論点について一定の結論に至ったものと伺っております。適切な公的再生支援の実現により市場における公正な競争が確保されることは、我が国の経済において極めて重要であり、主権者たる国民の期待にも応えるものです。この中間取りまとめを踏まえ、適切な公的再生支援の実現に向けた取組を検討してまいります。

結びに、皆様におかれましては、引き続き御貢献いただきますようお願い申し上げます。

平成26年12月11日 内閣府特命担当大臣 有村治子

代読です。

岸井座長 どうもありがとうございます。

それでは最後に、事務局から、今後の予定について説明をお願いいたします。

片桐調整課長 今後の予定につきまして、先ほど座長からもお話をいただいたところでございますけれども、改めて私から御説明申し上げます。

まず、報告書でございますけれども、形式面等の所要の修正を行った後に、本研究会の中間取りまとめの最終版を皆様方にお送りするとともに、有村大臣に御報告いたします。その後の公表につきましては、今後、大臣とも相談の上、年内のしかるべきタイミングで行わせていただきたいと思いますと考えております。具体的な日時が確定し次第、事務局から委員の皆様方にお知らせいたします。

なお、重ねてのお願いで大変恐縮ですけれども、座長からも御説明がありましたとおり、本日お配りした中間取りまとめ修正案につきましては、先日の素案と同様に、中間取りまとめの公表までの間は委員の皆様限りの取扱いとしていただきますようお願いいたします。

今後、公正取引委員会におきまして、今般の中間取りまとめの内容を踏まえまして、具体的な対応について検討を進めてまいる所存でございます。引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

岸井座長 どうもありがとうございます。

それでは、今後の予定につきまして御質問等がございますか。

大山委員 公表の方法としては、大臣から「今般中間取りまとめを頂きまして、お配りしますのので後で御覧ください」という形の公表か、それとも事務局のブリーフィングによるプレス発表のいずれを想定されていますか。

片桐調整課長 中間取りまとめの中身について、私ども事務局から御説明する機会を持ちたいと思っています。

大山委員 分かりました。

上村委員 その点ですけれども、今日、この研究会が最終回で、中間取りまとめがもう出来ているということはマスコミ等も分かっているわけですね。ではなぜ中間取りまとめの公表が遅れるかと聞かれたときに、大臣と相談する必要があるためというのは、独立行政委員会である公正取引委員会として言いにくいと思うのです。ですから、その点はどのように説明したらいいのでしょうか。今おっしゃったとおり、大臣に報告して、大臣と相談して公表時期を決めますと言っていいのでしょうか。

片桐調整課長 公正取引委員会はおっしゃるとおり政府から独立した行政委員会ですが、この研究会は、前大臣が開催を決定し、今は有村大臣が主催して開かれている研究会でございます。私ども公正取引委員会はあくまで事務局としてこれに参画しているという関係でございます。したがって、大臣が御報告を受けられて、それを発表されるということですので、そのタイミング等につきましては大臣と御相談して詰めさせていただくということかと思えます。

岸井座長 よろしいですか。

それでは、特段御質問が無いようでしたら、これにて本研究会は終了ということにいたします。

皆様の多大な御尽力により、無事年内に中間取りまとめに至りましたこと、また議事運営に様々な形で御協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。4か月という短い期間でありましたけれども、精力的に御議論賜り、本当にありがとうございました。改めて心より御礼申し上げます。御苦労さまでした。

それでは、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。